

2021.10.28 初等中等教育分科会
埼玉県戸田市教育長 戸ヶ崎 勤

【義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について】

教科担任制の導入の具体的な議論が始まり、その多くのメリットについては、改めて私から申し上げる必要もありませんが、その効果は本市の実践校（全小学校）でも具体的に実感しているところです。特に、義務教育段階からのSTEAM教育の基盤づくりのためにも専科教員による専門的な指導を小学校高学年からやることの意義は高く、中学校との円滑な接続の強化にもつながるなどの効果もあり、現在の授業交換による教科担任ではなく、一日も早く多くの学校で教科専科による教科担任となり質の高い授業が展開されることを期待しているところです。

一方、日々の実践を通して、学校現場が抱える様々な課題についていくつか触れさせていただきます。結論から言えば、効果的な人員配置により、デメリットの部分はおよそ解決されると考えております。

定数措置と一口にいても、学校規模（学級数）に応じた「乗ずる数」に基づき、総数を算定し、配置されている小学校の教員定数については、学級担任が何らかの事情で不在となると、その代わりに担う人材が、複数学年をほぼ一日中担当している音楽、理科等の専科教員を除けば教頭または、主幹教諭しかいないという現状に他なりません。これが、当日一人の不在であれば、何とかなるかもしれませんが、現在の教員不足の中、産休・育休・病休などの代員の未配置、未補充で長期的に不在となると学校現場は混乱に陥ります。働き方改革が叫ばれ、教職員の負担軽減やチーム学校として、教員が担うべき業務が整理されているなかで、欠員が生じた場合の対応は、働き方改革やチーム力の発揮だけでは限界があります。この状況を打開するためにも、学級担任外の教員定数（基礎定数）を増やし、特定教科の専科指導を担当する教員が配置され、音楽、家庭等の技能系教科を中心とした専科指導を担う担当者をうまく学年のスタッフに組み入れるためにも、各学年の学級数プラス1の基礎定数化を実現することにより、より効果的な学習指導が実施されるものと考えます。

これまでも、新学習指導要領の円滑な実施や働き方改革の推進を図るため、文科省を中心に自治体ごとに加配等による様々な定数措置が行われてきました。しかし、加配定数による措置では、次年度の教職員の配置数が定まらず、人事配置上、臨時的任用教員が配置されることが多くなることや、計画的、継続的な教科担任制の実施が困難になり、教科担任制の充実のためには、安定的な学年スタッフの構成を担保する（学級編制基準日や保留学級なども含めて）仕組みづくりや基礎定数化についても議論する必要があると考えます。

また、学年スタッフの構成について、国家公務員の定年引上げに伴い地方公務員の

定年も引き上げられることを踏まえて1点申し上げると、この教科担任制による学年スタッフの構成の中で、例えば担任を担わない学年主任の役割の教員が、学年スタッフへの指導的な役割を担うことや、体育の指導などで体力的な課題を払拭する役割分担などにより、60歳を超える教員の有効な活用が図られる可能性も広がります。

今後は、基礎定数の改革に基づく組織編制により、各学年に学級担任を担わない指導的な役割の教員を配置することで、教科担任制が機能的に動き出すようにしていける方法も是非検討願いたいと考えます。

本日のテーマでもある「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方」という視点で一点申し上げると、小学校における教科担任制の取組については、上述の定数措置（基礎定数・加配定数）を活用するとともに、小中一貫校等で中学校教員によるいわゆる乗り入れ授業の実施が行われる事例がありますが、1単位の授業時間が小学校45分、中学校50分となっており、その5分間の違いが障害となることがあります。この5分の時差は、施設設備一体型の小中学校でも、恒常的な実施となると乗り入れに支障が生じてきます。

また、専科指導の専門性を担保する方策として、当該教科の中学校又は高等学校の免許状の保有をはじめとして、3点上げられておりますが、小学校における教科指導で大切なのは、即戦力となる教科の専門性の深さも大切ではありますが、児童に寄り添う姿勢や、伴走者としてのきめ細やかな対応こそがまず大切であると思います。このような該当者が日々の実践を通して専門性を磨くようになることで、まずは人員の確保が可能になるものと考えます。

最後に、司書教諭の現状について、一点述べさせていただきます。学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならないと学校図書館法に規定されておりますが、この司書教諭の資格の所有者が年々減少している現状があり、本市においても、1校当たり平均2、3人しか所有者がおらず、いわゆる適材適所で、教育効果を最大限発揮させるための人事異動を進めるにあたり、この有資格者の均等配置に特段に留意した人事をせざるを得ない現状があります。さらに、有資格者の退職や休職等により、管理職から個人に働きかけ、自費での資格取得を促し、協力を仰いでいる現状もあります。学校図書館の蔵書管理等は、市町村の市費職員で賄うことも可能であるため、本市では全小中学校に市費の学校図書館職員を配置することで代替しております。かつては、「教師たるもの五者（学者、医者、易者、役者、芸者）たれ」などと言われ、マルチな役割を果たすことを期待されておりました。しかし、今後は、カウンセラーや図書館司書の役割を教諭が担うのではなく、養護教諭や栄養教諭のように、学校カウンセラーや司書教諭などの専門職の定数化にも議論が及ぶことを期待しています。

【幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 ―論点整理のたたき台（案）―について】

各自治体で、幼児教育所管課や公立の幼児教育施設が中心となって地域において幼児教育の意義を発信していく「センター的機能」を果たす体制整備が必要なのではないかと思います。保育及び教育の地域ネットワークを構築していくことで家庭・地域を一体的にとらえ、「質の高い幼児教育とは何か」についてともに考えていくことが必要ではないかと思います。保育者・教育者の質の向上は不可欠ですが、それと同時に家庭（保護者）に対して「遊びを通じた学びの教育的意義や効果」の啓発を図り、幼児教育の質に関する認識を社会全体で共有していくことが望ましいと考えます。

また、園と小学校の接点については、在園中からも卒園後ももつことが必要です。卒園後においては、幼稚園・保育所から進学した子供たちが小学校においてどのような力を発揮しているのかを見取る機会が少ないのが現状です。幼児期に育まれた力が小学校教育にどのようにつながっているのか、幼・保・小の関係者がイメージを共有できるよう研修会や連絡会が定期的に行われるようにする必要もあると思います。

遊びの中で学びや生活の基盤がどのように育まれるか、そのために園がどのような工夫をしているのかを小学校が理解するとともに、小学校からは幼・保の側に定期的にフィードバックすることで、幼・保における教育・保育プログラムの改善につなげていくことができるのではないのでしょうか。また、小学校等においても幼稚園教育要領を理解することで、低学年教育の充実、特に生活科授業の質の向上などにつながるものと考えます。学習指導要領のキーワードともなっている「社会に開かれた教育課程」として、小学校以降のカリキュラムと連携・接続することで、幼児教育のカリキュラム自体が社会とつながり開かれたものとする必要性について、認識を共有することも大切であると思います。

さらに、教育行政側の課題として、保育内容を指導できる人材や、幼稚園教諭の研修を担当できる指導主事等が、教育委員会や首長部局を含め極めて少ないため、幼児教育・保育内容の質的向上とともに、小学校との適切な連携等のリーダーシップや支援ができる専門職の行政への配置・参画等が急務であると考えます。その一方で、自治体の保育部局、教育委員会、幼児教育センターなどとの連携が円滑に行われている自治体も存在しています。そうした先進自治体の取組を広く発信し、「連携の大切さ」だけでなく、「実際にどのように連携を進めていったらよいのか」課題等も含めその具体的な手法等について学ぶことが必要であると考えます。実際に連携が大切だとは誰しもわかっているにもかかわらず、どのように連携を進めていけばいいのか、連携を進めていくためには具体的に何（手続き等も含め）が必要なのかが分からず、連携が停滞していることが多いように思います。マンパワーに頼る連携ではなく、「持続可能な取組」を進めていくために連携の在り方、方法にまで踏み込んで、グッドプラクティスを共有できるような仕組みがあるとよいと思います。

【R2 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要について】

不登校対策は喫緊の課題であると認識しています。本市でも不登校は増加傾向であり、特に小学校の不登校児童の急増が見られます。小学校での不登校が長期化すれば、中学校での更なる増加につながります。小学校段階で不登校を予防していくことが重要となります。

現在、「生徒指導提要」の改定が進んでおりますが、現行の平成22年度版においても、不登校に対する基本的な考え方の中で、「…ただ『待つ』のみではなく、不登校の児童生徒がどのような状態にありどのような援助を必要としているのか、その都度見極め（アセスメント）を行ったうえで、適切な働きかけやかかわりを持つことが必要です。」と述べられています。

不登校児童生徒に対しては、支援の視点を学校と保護者とで共通理解を図った上で、学級担任だけでなく、養護教諭、SC、SSW等の学校関係者がチーム力を発揮して、組織的・計画的支援を行っていかねばなりません。また、当該児童生徒の才能や能力に応じ可能性を最大限伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、ICTを活用した学習支援、適応指導教室、フリースクールなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行う必要もあります。さらに、家庭への支援も必要な場合もあります。

こうした対応を学校任せにすることなく、教育委員会においては、教師の資質向上の研修体制、適切な人的措置、アセスメント実施のための体制、民間施設との連携協力体制、さらには、総合的な不登校対策のための「不登校支援センター」の設立など、学校等の取組を支援するための教育条件等の整備などを早急に行っていく必要性も強く感じています。しかし、それらを各自治体ごとで行うには、人や予算等に限界があるため、国の積極的な支援に期待しています。

近年、不登校の要因も一層多様化しております。「行き渋り（登校渋り）」といった不登校予備群の兆候、それに加えて虐待、いじめといったことの兆候を早い段階で見つけることが何より大切であることは言うまでもありません。そのためには、教師や保護者による観察だけでは限界があります。これまでの様々な教育データだけでなく、心理学や医学といった様々な知見を取り入れることが必要だと強く思います。つまり、今後は「生徒指導を科学する」手法によって、エビデンスを基に児童生徒の様々な小さな変化や兆候を見取っていくことが必要となると思います。

また、児童生徒の自殺者数が調査開始以来、過去最多であることも由々しきことです。置かれていた状況が家庭不和や父母等の叱責が多いことから、不登校同様、学校の教師一人一人が自らの経験や勘だけでなく、様々なエビデンスも活用しながら、児童生徒の発する小さなサインやメッセージを見落とさず、ICTをフル活用した多様な相談方法などを整備して、的確に見取っていくことができるようにすべきと考えます。